

# 幼児の運動遊戯 (四)

堀 七 藏

既に述べた如く幼児の生活は悉く遊戯である。幼児の生活は即ち遊びで、幼児の遊びは直に幼児の生活である。それで幼児の遊びを指導することはとりもなほさず幼児の生活を指導することになる。幼児を保育することは専ら幼児の生活即ち幼児の遊びを適當に指導することであるといつてもよい。

既に述べた如く幼稚園時代の健康児は男女共に身長が増加が著しく、體重及び胸圍の増加は比較的に少いから、大變スマートになる。今まで丸々と肥滿してゐた兒が、一體にほつそりとなり、すらり大きくなるものである。そしてこの時期の幼児は間斷なく遊び戯れる。よい遊び仲間があれば、食事も忘れて遊び、暫くもじつとしてゐない。これは運動欲が漸く現はれたるもので、以前の過多なる體脂肪は漸次に減量し、身體の成長と骨格の強固と旺盛な元氣と抵抗力の増大とを要求することを示すものである。故に幼児は日光と新鮮なる大氣中に於て走り廻り、遊び興ずるものである。大人から見れば、こんな暑いのにどうして汗だくで遊んでゐるのであらうと、驚かれる位である。尤も幼児は一生懸命で遊び

遊びに夢中でも、疲れると自然に休み、一つ動作をたび／＼繰返すことなく、次から次にと動作の轉換をしてゐるから、左程疲勞することも無い。この時代の幼児には、眞夏の炎天に長く外遊びを強要することは無理であるが、出来るだけ外遊びをさせるがよい。「暑いから外に出てはいけません。室内で玩具で遊ばさい。積木をしてゐらっしゃい。晝をかいてゐらっしゃい」などと注文するのはよくない。幼児が外遊びを喜んでしてゐる間は強いて、それを止める必要はない。新鮮なる空氣と日光とに浴して、思ふ存分筋肉を働かして、いろ／＼の遊びをなす位、幼児の發達に重要なことはない。砂遊びでもすべり臺でも、石段をのぼることでも、またブランコ遊びでも、幼児の好む簡単な遊びをなさしめるがよい。幼児のすきな遊びをさせるときは呼吸をふかくし血行を旺ならしめ、軀幹其他の筋肉をよく活動せしめて幼児は益強健に發達するものである。「あれもいけない。これもあぶない」で、幼児の自由な愉快な遊びを制限することは甚だ面白くない。幼児がその身體精神の全力をあげて、出来るだけの動作をするのであるから、決して危険ではない。たま／＼危険なやうな動作をしても、それを抑制してはならぬ。その動作に全精神を集注し、全身體を使つて行ふのである。大人は危険なことが起らないやうに監督し、保護すればよい。「そんな砂利のところを走つてはいけません。そんな高い石段をのぼるとあぶない、あぶない、いけない」で、幼児の遊びを制限する老婆心を轉じて、危険の起らないやうに注意し指導するがよい。砂利のところを走るもよい。高い石段をのぼり下りするもよい。幼児のなすが儘に、實行させるがよ

い。このとき保母は危険の起らないやう、幼児の遊びを禁止することなく、只十分監督をして幼児の分不相應を動作の行はれないやうに注意すればよい。幼児の自由遊びを放任することはよくない。監督なしに幼児を勝手に遊ばせて置くことはよくない。保育時間がすんで自由遊びである。保母は保母室で茶を呑み、雑談にふけり、幼児は全く大人の監視なしにしたい放題の悪戯をするが如きことは、勿論よろしくなす。

## 二

歐米の家庭で幼児を遊ばせるに階梯がある。まだ匍ふことの出来ない嬰兒は只ねころがして置く。我が國の如く負つたり、抱いたり、親や老人の膝から膝に幼児を運んだり、子守に負はせて外出をさせたりすることは皆無である。日當りのよい室に、幼児をねかせて置くだけである。幼児はめがさめて居れば、足をうごかし、手を動かし、聲を立て、仰向けになり、横になりしてゐる。空腹になれば泣く。しかし授乳の時刻が来ないと、どんなに泣いてもそのままにして置くといつた有様で、嬰兒を育てる。決して嬰兒に不相當な運動をさせたり、不適當な動作を無理に行はせるやうなことをせぬ。嬰兒はねたまゝで、手足を動かし、横になり仰向けになり、また腹匍になり、嬰兒の自力を以て運動して、自然に發育することを唯一の保育としてゐる。

嬰兒が座るやうになり、匍出し、漸く物につかまつて立ち、そろ／＼歩み出すといふ頃は、一メートル

ル半か二メートル位な四角な枠の中に入れて遊ばせて置く。幼児は枠の中で自由にその筋肉を働かしていろ／＼の動作をしてゐる。一定の枠の中で、危険なく手足を動かし、立つたりすはつたり、ねたり起きたり、いろ／＼の動作をして筋肉が発育し、身體が成長發達すると共に、幼児相應に精神も發達することは勿論である。この頃に椽側から轉落したり、爐に近いで火傷したり、また角柱に頭を打つてこぶを出かしたりするやうな危険ない。只幼児の發達に相應する玩具が二三種與へられる。そして幼児が獨り遊ぶのである。大人がいろ／＼おせつかいをしたり、幼児の動作を手傳つたりするやうなことはない。極端にいへば、幼児は枠内生活で、放任せられてゐるに止まるといつた有様である。大人が幼児の動作を代つて便じたのでは幼児の生活にならぬ。幼児の遊びとはならぬ。幼児の身體精神は發達するものでない。幼児は自分の動作によつて發育するものであることを、徹底的に實行するのである。勿論幼児は日當りのよい、十分換氣の行はれる室で、枠内の生活をなし、十分なる榮養と周密な身體的養護とを施されることは勿論である。幼児の出來ない、幼児の生活上必須なることは、大人に於て十分行はれるが、苟も幼児自身に出來ること、また出來なくとも幼児が努力して出來るやうになり、それが幼児の發達に必須なることは、大人が決して代理して行ひ、用を足してやるといふことをしない。即ち幼児遊び、幼児の生活を大人が奪ふといふが如きことを絶対にさけると、いつた育て方である。

これまでは専ら家庭の保育である。しかし幼児が既に外遊びを必要とするまでに成長し、遊び仲間を

必要とするに至れば、幼児の生活は一大發展をする。保育學校・幼稚園に入るもの、家庭の附近にある廣場なり、子供公園に遊ぶものと、いろ／＼に變化する。しかしどこまでも幼児の遊びが幼児同志にて行はれること、幼児に出来る動作は幼児に行はせることが尊重せられる。乳母車は歩行することの出来ない幼児が室外の新鮮な空氣中で日光浴をする必要のあるとき、幼児をのせてつれ出すものである。既に歩むことが出来れば、乳母車は必要がない。よち／＼歩むことによつて、幼児の歩行は確實になるのである。それでよち／＼歩む幼児を抱いたり、車に乗せたり、負つたりすることはよくない。歩むことの發達を阻害し、身體精神の發育を抑止するものである。しかしよち／＼歩むことは危険である。何時ころばぬとも限らない。またよち／＼走つても危険がある。そこでこの時代の幼児には、犬の如く綱をつける。犬の綱の如く、首に輪をはめて引ずるのではない。肩から胸に十文字に褌かけにして一端を綱として大人が持つてゐる。幼児はよち／＼歩み、大人は綱をもつてその後に従ふ。綱はゆるみを持つてゐるから、幼児の歩行には自由がある。しかしそれは危険のない範圍のことである。幼児は歩行することによつて、その歩行が上達し、幼児は歩行することを喜ぶことを十分に尊重するものである。幼児は遠出をすることも出来ず、また遠出の必要もない。乳母車に乗つて子供公園に行く時期はあるが、電車に乗つたり、自動車に乗つて遠出をする必要はない。歩行で行ける近距離の廣場や、子供公園で、幼児の遊びが行はれるのが主體である。幼稚園も保育學校も乗物で行かねばならぬ遠距離のものに行くの

は不適當である。近くの子供公園である子供だけが遊ぶ。砂場でも四五歳の幼児用、六七歳のもの、八九歳のものと、それ／＼年齢によつて區別がある位である。或は六七歳以下と以上とに二大別せられてゐる。ぶらんこ、すべり臺などになれば、それ／＼五六歳用、七八歳用、九十歳用、又十一歳から十四歳までと、劃然年齢によつて區別せられる位である。そして子供公園には幼児を連れぬものは入ることが出来ず、幼児を連れだした大人も幼児の遊びを補助することを條件としての入場である。この子供公園には英國などではナースが置いてある。ナースは幼児を遊ばせるのではなく、幼児の遊びを監督するだけである。幼児は幼児仲間て遊ぶ方が無理もなく、危険もない。幼児は大人と遊ぶよりも、幼児同志て遊ぶ方が眞に遊ぶことが出来る。それで子供公園のナースは子供の遊びがよく行はれるやうに、遊び道具に破損がないか、危険な個所が出来てゐないかを檢し、また幼児が皮膚をすりむくとか、眼に砂が入つたとか、また水をのむとかするときに、必要な手當や補助をするのである。決して幼児の遊びを世話やくのではない。幼児は各自に遊ぶことによつて、どこまでも楽しい生活をなすのであるから、大人が横合から邪魔したり、抑制するが如き不要な世話焼をしないのである。

### 三

幼児の自由遊びは大體に於て、その儘となし、特別な禁止や抑制をなす必要がない。只不良な遊びはどこまでも禁止せねばならぬ。幼児には不良な遊びと善良な遊びとの見界がつかない。何でも本能の發露

するが儘に、活動力の赴くが儘に、行動するものである。大人の如く道徳的な判断をなし、これはしてよい。これはしていけないといふやうに、明白に決定出来ない。幼児は全く悪いと知ることなくして、只活動欲を満足せんが爲めに、いろいろの動作をする。大人から見れば「あれはいけない。これはいけない」といふことがあるが、幼児にはそれが全くない。それで幼稚園に於て幼児の自由遊びを指奪するところが實に肝要である。いけない遊びを禁止するが爲めに、幼児の自由遊び全體をなくするが如きことは、恰も角を矯めて牛を殺すものである。着物をよごすから砂遊びはいけない。泥いぢりはいけない。また水遊びもいけない」といふ場合が多い。保姆も父兄も着物をよごすといふ理由で、幼児の遊びを禁止することが多い。これは幼児にとつて甚だ迷惑なことである。「よごれてもよい着物をさせてもらいたい。思ふ存分砂遊び、泥いぢり、水遊びをするため、着物はよごれても差支ないやうにして貰ひたい」のが、幼児の希望である。着物をよごすから「あれはいけない、これはいけない」と禁止せられる位、子供に苦痛はない。着物から幼児の遊びを制限することは、實は大人の便宜である。汚れたら洗濯して貰ひたい。汚れたら變々洗濯の出来る着物を着せてもらひたい。といふのが眞に幼児の心理を理解した取扱である。幼児の左程喜ばぬ奇麗な着物をさせて置いて、「やれ、よごすな、ぬらすな」といふのは、大人の無理である。幼児の着物は大き變に汚れ易いものであるから、汚れもかまはぬ。汚れたならば直に洗濯をする。また成るべく洗濯し易いもので幼児が自由に運動出来るものでなくてはならぬ。

また幼児が手足をよごすから、泥いぢり砂遊びなどはいけないといふ。しかしこれも「手足をよごすからいけない」と禁止せず、手足をよごせば必ずよく手足を洗ふやうに躑けぬばならぬ。また幼児のいぢる砂場は屢々日光にて消毒し、また清潔なる砂を使ふやうにせねばならぬ。場合によつては幼児の手足を消毒液にて消毒する必要がある。

「廊下を走つてはならぬ。窓からとび出してはならぬ。机腰掛にのぼつてはならぬ。そこらに樂書してはならぬ」、是等は一應禁止すべき理由が十分ある。しかし廊下をかけることがいけないにしても、幼児が思ふ存分かけることの出来る場所を與へねばならぬ。窓から出入することは勿論いけない。しかし高い所にのぼりまた高い所から飛ちりることの出来るやうに設備せねばならぬ。勿論机腰掛にのぼることはよくないが、のぼつても差支のない積木なり臺なりを幼児に提供せねばならぬ。それで幼稚園の保育室の内外に幼児が自由にのぼり下りの出来るもの、とび下りることの出来るもの、かけ上ぼり、かけ下りることの出来るもの、また滑つたりすることの出来る遊び道具を施設することが肝要である。また壁に樂書することはいけないから、幼児の自由に書くことの出来る黒板を豊富に備付けねばならぬ。それと適當に使用する方法を指導せねばならぬ。叱つたりせずに、遊び材料としてよいものと、いけないものと、遊んでよい場所といけない場所とを、實地について明白に指導せねばならぬ。ぶらんこの使ひ方を指導せず、すべり臺のすべり方を指導せずして、「あぶないからいけない、もつと靜かに遊びなさい。そ



んなお轉婆はいけない」などと、叱責することは禁物である。

兎に角幼兒には十分活動し愉快に遊ぶやう、十分なる機會と獎勵とを與へることが肝要である。その爲には保母自ら幼兒と共に遊ぶことが肝要であらう。しかし多くの場合、幼兒同志遊ばせ、保母はその横にゐて監督し危険のないやうに注意するだけでもよい。全く幼兒の自由に放任することは、勿論いけないが、あまり八ヶましく束縛したり、操つり人形の如く幼兒を引ずりまはすが如きこともよくない。

幼稚園時代に於ては幼兒が自然に行ふ自由遊びを指導するだけで十分である。無理な體操を課することも、勿論競技を課することもよくない。せいゝごつこ程度の遊びをなさしめる位でよい。しかし幼兒が好んで行ふ遊びは、不良な結果をもたらすものでない限り、成るべく獎勵し指導するがよい。體育的にいへば、幼兒に上肢で體を支持する運動、例へば懸垂の如きものは成るべくさけるがよい。短い時間のシッター遊びなどは勿論よいのであるが、長く體を支持することは幼兒は不適當である。また長く起立せしめる運動、足を踏み開いて起立するが如き動作もよくない。毬を投げることも幼兒には不適當な遊びである。尤も毬を中心として遊ぶ自然的なものは差支ない一般に努責作用の著しい遊びは筋肉の十分發達せぬ幼兒には不適當であり、長い緊張を要求したり、微細なる筋肉を使はねばならぬ精巧な動作は幼稚園時代の幼兒には不向である。